

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起き日は、その翌日)
(當日が休日とある場合)

目 次

◇告 示 土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（農村整備課）

土地改良法による換地計画の決定（四件）（△）

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（八件）（△）

国土調査の成果の認証（△）

保安林の指定の解除（森林保全課）

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての
適否の決定（水産課）

基本測量の実施（管理課）

土地収用法による事業の認定（△）

遊技機の型式の検定（生活安全企画課）

歯科技工士試験の実施（医務薬事課）

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

◇正 誤 平成八年七月五日付鳥取県告示第四百七十四号中訂正

告 示

鳥取県告示第四十号

中浜地区土地改良区が行う土地改良事業に係る第一次中浜地区の換地計画の認可申請

については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年一月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

境港市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西郷中央地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

- 二 縦覧に供する期間**
平成九年一月二十九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所**
河原町役場
- 四 異議の申立て**
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。
- 平成九年一月二十八日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 鳥取県告示第四十二号**
- 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る石見地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。
- 平成九年一月二十八日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 縦覧に供する書類**
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間**
平成九年一月二十九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所**
日南町役場
- 四 異議の申立て**
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。
- 平成九年一月二十八日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 縦覧に供する書類**
- 二 縦覧に供する期間**
平成九年一月二十九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所**
日南町役場
- 四 異議の申立て**
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る石見地区第四工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類**二 縦覧に供する期間**

平成九年一月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る山上地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

3 平成9年1月28日 火曜日

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成九年一月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四十五号

鳥取市が行う土地改良事業に係る高路地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年一月二十八日
鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四十六号

郡家町が行う土地改良事業に係る別府地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し二 縦覧に供する期間
平成九年一月二十九日から二十日間三 縦覧に供する場所
郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十七号

若桜町が行う土地改良事業に係る池田地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
平成九年一月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所
若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

平成九年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四十八号

智頭町が行う土地改良事業に係る坂原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類 換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
平成九年一月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所
大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

平成九年一月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所
智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十九号

大栄町が行う土地改良事業に係る東亀谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十号

東伯町が行う土地改良事業に係る倉坂地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年一月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所
東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

東伯町が行う土地改良事業に係る倉坂地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年一月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所
東伯町役場

四 異議の申出

平成九年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

三 縦覧に供する場所
日南町役場

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

- 二 縦覧に供する期間
平成九年一月二十九日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所
東伯町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十一号

日南町が行う土地改良事業に係る阿毘縁地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五十二号

江府町が行う土地改良事業に係る侯野地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成九年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

三 縦覧に供する場所
日南町役場

- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 二 縦覧に供する期間
平成九年一月二十九日から二十日間

鳥取県告示第五十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成九年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	成果の名称	調査を行つた地域	認証年月日
鳥取市	平成五年度から 平成七年度まで	鳥取市（海藏寺、紙小谷、広岡及び船木の各一部）の地籍図及び地籍簿	鳥取市海藏寺、紙子谷、広岡及び船木の各一部	平成九年一月二十八日
米子市	平成五年度から 平成八年度まで	米子市（富益町の一部）の地籍図及び地籍簿	米子市富益町の一部	平成九年一月二十八日
郡家町	平成六年度及び 平成七年度	郡家町（大字市谷の一部）の地籍簿	郡家町大字市谷の一部	平成九年一月二十八日

鳥取県告示第五十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成九年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所
日野郡日野町中音字瀧山東平ラ四六四の三・四六四の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

**二 保安林として指定された目的
公衆の保健****三 解除の理由
農道用地とするため**

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百八条の二第五項において準用する同法第二十五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第八条の二第三項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第二十五条の二第四項の規定により告示する。

平成九年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
境港加入区	境港漁業協同組合に所属する者の行う小型いか釣漁業

鳥取県公報

第6845号

7 平成9年1月28日 火曜日

鳥取県告示第五十六号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成九年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 四 次

鳥取県公安委員会告示第五号

- 一 作業種類 基本測量（一等水準測量）
 二 作業期間 平成九年三月三日から同月十九日まで
 三 作業地域 鳥取市及び八頭郡河原町

鳥取県告示第五十七号

土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 四 次

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成九年一月二十八日

公安委員会告示

四 土地收回法第二十六条の一の規定による図面の縦覧場所

八頭郡八東町大字北山六二一一
八東町役場

申請者	氏名又は名称	大東音響株式会社
住所	大阪府大阪市浪速区元町一丁目5-7	
法人にあってはその代表者の氏名	藤川 恵	
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名
回胴式遊技機	規則第6条第2号 該当機	ジャンジャン
		大東音響 株式会社
		640323 平成9年1月28日 から3年間

- 1 収用の部分 八頭郡八東町大字徳丸字老貫清水地内
 2 使用の部分 なし

公

告

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、
歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成9年1月28日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

7 受験願書の添付書類

(1) 履歴書

(2) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書（卒業見込証明書を提出した者）にあっては、平成9年3月31日までに卒業証明書を提出すること。）

イ 4の(2)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

ウ 4の(3)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

(3) 写真（手札形台紙付とし、出願前6か月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとする。）

8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、31,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部に貼り付けること。この場合、消印しないこと。

9 合格者の発表等

平成9年3月14日（金）正午に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎の一階掲示板に掲示するとともに、当該合格者には合格証書を交付する。

10 その他

- (1) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務課において交付する。
- (2) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (3) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部医務課（電話番号0857-26-7189）に照会すること。

平成9年1月28日

鳥取県立歯科医療専門学校

5 受験願書の受付期間

- 1 試験期日
学説試験 平成9年3月3日（月）午前9時から
実施試験 平成9年3月2日（日）午前9時から
- 2 試験場所
鳥取市富安二丁目84 鳥取歯科技工専門学校
- 3 試験科目
学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯工学、歯冠修復技
工学、矯正歯科工学、小児歯科工学及び関係法規
- 4 受験資格
次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成9年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
 - (2) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
 - (3) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

